

農業サポーターの受け入れを希望される農家の皆さん募集中！

農業サポーター制度を実施しています

箕面市では、農業者の営農を支援する取り組みとして『農業サポーター制度』を実施しています。この制度は、“農業に関心のあるかた”、“農業の実作業体験や自然とのふれあいを希望するかた”、“今後農業へ就農意欲をお持ちのかた”などを対象にサポーターを募り、農作業の手伝い等を希望される農家のかたに紹介するものです。サポーターの受け入れを希望される農家のみなさんは、所定の申請用紙に必要事項を記載のうえ、農協へご提出ください。

1. サポーター受け入れ日時

- ・2日間以上
- ・作業時間は原則として午前8時から午後4時

※詳細な時間等はサポーターと農家との話し合いで決めていただきます。

2. 援農作業の場所

箕面市内

3. サポーターが担う主な作業内容

- 播種・定植作業
- 施肥作業
- 草取り作業
- 果樹木管理作業
- 収穫作業
- 出荷準備作業

※作業内容等の詳細はサポーターと農家との話し合いで決めていただきます。

4. サポーター受け入れにあたってのお願い、注意事項

- ①農作業に必要な農具等については、受け入れ農家で用意してください。
- ②サポーターの中には農業経験の少ないかたもおられますので、作業にあたっては十分な指導をお願いします。
- ③作業内容によってはけがの恐れがありますので、くれぐれも事故・けがのないように気をつけてください。
※特に、「動力農機具の使用」や「中高所での作業」は重大な事故につながる恐れもありますので、原則させないでください。
- ④農作業における事故・けが等はサポーター各自で加入されている健康保険やサポーター保険（ボランティア保険）での対応になります。作業前に、保険加入の有無や補償内容を確認してください。
- ⑤万が一事故・けがが発生した場合はすぐに病院等で治療を受けさせてください。また、みどりまちづくり部農業振興課にもご連絡ください。

5. 申し込みからサポーター作業の実施まで

「農業サポーター受け入れ登録申請書（農家用）」に必要事項を記入のうえ、大阪北部農業協同組合萱野、豊川、箕面支店に提出してください。

- ①農業サポーター登録申請書（農家用）の申込書を提出されますと、箕面市ホームページ及び市役所窓口にて、受け入れ農家一覧として公開します。（名前など個人が特定される情報は公開しません。）



- ②受け入れ農家一覧を参考に、サポーターが申込をされますので、みどりまちづくり部農業振興課と大阪北部農協とで農家の希望内容とサポーターの希望内容との調整をします。



- ③みどりまちづくり部農業振興課から、作業をしていただくサポーターを決めて農家のかたへお知らせします。



- ④農家からサポーターへ作業日時・内容・集合場所などを連絡し、調整してください。

6. 申込みされた情報の取り扱いについて

- ・箕面市のホームページにて掲載する際、氏名は非公開とし、個人が特定されないよう配慮して公開します。
- ・この制度の登録時に寄せられた個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）については、事業の運営に必要な情報として受け入れ農家の調整にあたるみどりまちづくり部農業振興課及び大阪北部農協職員に提供されます。
この場合、個人情報を本事業の目的以外には使用しないものとし、情報の保護には十分に配慮いたします。

お問い合わせ

○大阪北部農業協同組合 営農生活部経済課
池田市中川原町 331-1 電話 748-1701 ファックス 751-2669

○箕面市みどりまちづくり部農業振興課
（市役所別館 4 階 44 番窓口）
箕面市西小路 4-6-1 電話 724-6728 ファックス 722-2466